

東大阪市産後ケア事業委託業務仕様書

1. 業務名

東大阪市産後ケア事業委託業務

2. サービス利用者

東大阪市に住所を有する生後1歳未満の乳児（対象乳児の月齢は、妊娠37週未満で出生した場合は、出産予定日を基準とする。）及び母親であって、産後ケアを必要とする者。ただし、感染症の疾病に罹患している者又はその疑いのある者、及び入院又は加療を要する状態にあつて事業の利用に支障があると市長が認める者を除く。

本事業の利用者は東大阪市産後ケア事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定される者が第9条第1項に基づき申請し、第9条第2項において承認された者とする。

東大阪市産後ケア事業実施要綱【抜粋】

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、本市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）生後1歳未満の乳児及びその母親
- （2）1年以内に流産又は死産を経験した母親
- （3）生後1年未満で死亡した乳児の母親であつて、当該乳児の1歳に達する日までの間にある者
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項第1号に規定する対象乳児の月齢は、妊娠37週未満で出生した場合は、出産予定日を基準とする。

3 前2項の規定にかかわらず、感染症の疾病に罹患している者又はその疑いのある者及び入院又は加療を要する状態にあつて本事業の利用に支障があると市長が認める者については、本事業の利用に支障がなくなつたと市長が認めるまでの間は、本事業の対象者となることができない。

（利用の手続き）

第9条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、オンライン申請システムから、若しくは別に市長が定める申請に必要な事項を記入のうえ、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、課税台帳等関係公簿で確認できる場合は省略することができる。

- （1）申請者の属する世帯の課税状況等が確認できる資料
- （2）その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項において利用の承認をした場合、必要に応じて事業者に対し、別に市長が定める東大阪市産後ケア事業受入依頼書により受け入れを依頼するとともに、利用者に関する必要な情報を東大阪市産後ケア事業利用申請書兼情報提供書により提供する。

3 利用者が、本事業を利用しようとするときは、口頭その他の方法により、事業者を利用の申込みを行わなければならない。

4 事業者は、サービス開始前に、その利用に係る必要な調整等を行うものとし、利用者サービス内容を説明しなければならない。

3. 業務内容

(1) 実施業務

東大阪市より委託を受けて実施する業務内容は、下記の表に掲げるものとする。また滞在期間中は母子同室によりサービスを受けることを基本とするが、母の状況や受託事業者（以下「事業者」という。）の状況に合わせて母子分離が可能な場合はこの限りではない。

区分		サービス内容
ショートステイ	原則、午前10時から翌日午前10時までの24時間以内の利用を1泊とし、3食の食事提供及び右欄のサービスを提供する	1 母体管理及び生活面の相談・指導 2 乳房手当て、乳房トラブルケア 3 発育及び発達のチェック 4 体重及び排泄のチェック 5 スキンケア
デイサービス	原則、午前10時から午後7時までの9時間の利用を1日とし、2食の食事提供及び右欄のサービスを提供する	6 授乳方法に関する助言・指導 7 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導 8 在宅での育児に関する相談・指導 9 心理面のケア 10 家族計画 11 その他必要とする保健相談・指導

(2) サービス実施の手順

- ①事業者は、利用者から利用希望の連絡を受け、利用日の調整を行うこと。利用日の追加や変更・キャンセル等の調整は、利用者とは直接行う。その場合、利用回数の管理を行うこと。
- ②事業者は、利用者にサービス内容の説明を行い、利用者の同意を得て、サービスを実施する。
※必要があれば本市保健センターや利用者とは連絡、調整する。
- ③利用者から東大阪市が決定した利用料を徴収し、領収証を発行する。紙媒体の「利用料補助クーポン」（以下「クーポン（紙媒体）」という。）の提出があった場合は、冊子からクーポン（紙媒体）を切り取り保管する。
- ④利用者は、デジタルクーポンシステムより使用するクーポンを選択し、使用する。事業者は、デジタルクーポンシステムの施設管理画面より、利用者が使用したクーポンの利用確定を行う。利用者が「東大阪市産後ケア事業利用管理票」を持参した場合は、利用日を記録し、施設確認印を押印する。ただし緊急を要すると判断する場合は、直ちに本市保健センターまで連絡すること。
- ⑤「東大阪市産後ケア事業実施報告書（個票）」「東大阪市産後ケア事業利用報告書」、「東大阪市産後ケア事業委託料請求書」を作成し、クーポン（紙媒体）があれば合わせて添付し、翌月の10日までに東大阪市健康部保健所母子保健課（以下「母子保健課」という。）に提出し、委託料を請求する。
- ⑥その他利用者の問い合わせに対応すること。
- ⑦緊急を要する場合は、この限りではない。

4. 業務実施施設

本事業実施施設は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。ただし、施設設備は本事業専用の設備であること、並びに人員は本事業専任であることを要しない。

- (1) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、本事業を委託することを市長が

認められた施設であること。

- (2) ショートステイ及びデイサービスを提供するための居室（母子1組当たり床面積が6.3平方メートル以上）が確保されていること。また必要なときは、個室が提供できること。
- (3) 入浴またはシャワー設備及び沐浴設備を有すること。
- (4) 助産師、保健師又は看護師を必ず配置すること。（ショートステイを行う場合は、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を必ず配置すること。）
- (5) 食事及び消耗品（おむつ、おしり拭き、粉ミルク（5か月以上の児は粉ミルク及び離乳食）、産褥パット、母乳パット）の提供ができること。

5. 業務実施に関する事項

- (1) 業務の実施は、要綱の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 事業者は、母子保健課や保健センター等の母子保健・児童福祉関係機関等と連携・協力し業務を実施するものとし、必要に応じて東大阪市が開催する本事業の連絡会等に参加すること。
- (3) 事業者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を実施施設に備え付け、必要に応じて母子保健課に報告するものとする。記録は事業終了から5年間保存しなければならない。
 - ① 委託契約書及び仕様書
 - ② 会計関係書類
 - ③ 人事労務関係書類
 - ④ 利用者関係書類
 - ⑤ その他必要書類
- (4) 事業者は、本事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応を行うこと。
- (5) 事業者は、実施施設の利用案内等について用意すること。内容については、母子保健課に事前に同意を得たうえで、作成すること。
- (6) 安全管理
事業者は、業務実施にあたって、次に掲げる安全管理を行うこと。
 - ① 業務担当者の健康管理に努めること。
 - ② 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務担当者の安全確保に努めること。
 - ③ 実施施設の食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
 - ④ 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
 - ⑤ 利用者にはけがや事故等が発生した場合には、速やかに母子保健課に連絡の上、指示に従うこと。なお、急を要する場合は警察、消防等への連絡を優先すること。
 - ⑥ 事故等の緊急事態に備え、同事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。
 - ⑦ 悪天候や災害等により、今後利用者の安全な帰宅の確保が困難になると見込まれる場合には、速やかに母子保健課と協議の上、退所を促すこと。なお、急を要する場合は事業者の判断により対応し、その後、母子保健課へ報告すること。
- (7) 事業者は、責任をもって3.(1)に掲げるサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応し、合わせて東大阪市へ報告すること。

- (8) 事業者は、3.(1)に掲げるサービス以外を行う場合は、サービスの内容及び時間を妨げない範囲で実施すること。
- (9) 事業者は、東大阪市から受託業務に係る調査又は報告を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (10) 事業者は、利用者から利用日の変更または中止の連絡が、利用日の前々日の17時まででない場合、ショートステイは1泊分、デイサービスは1日分を利用したものとみなし、利用者から自己負担額をキャンセル料として徴収することができる。ただし、感染症の罹患(疑いを含む)、地震、水害、その他の災害など、利用者の責めに帰すべきものではない事由の場合は、この限りではない。
- (11) 利用料やキャンセル料の徴収は事業者の責任において行うものとし、徴収に要する経費等、負担の一切は事業者が負うものとする。

6. 個人情報の取り扱いに関する事項

事業者は、業務の実施にあたり、個人情報の取り扱いについては、別記の「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

7. その他

- (1) 事業者の都合により受入困難な期間が発生する場合は、事前に母子保健課に連絡すること。
- (2) 本事業を利用するうえで、利用者が遵守すべき必要な事項については、利用申請時に東大阪市が周知する。
- (3) 東大阪市は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 事業者は、本事業の運営に関しては評価を行い、必要に応じて研修等を実施し、質の向上を図るものとする。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、東大阪市と事業者が協議し決定するものとする。